

第1回 草津市草津川廃川敷地土地活用検討委員会 会議次第

日 時 平成22年5月10日(月)
午後5時から
場 所 草津市役所8階大会議室

1. 開会

市長挨拶

2. 委員の委嘱および委員の紹介について(資料1)

3. 委員会設置要綱等について(資料2・3)

4. 委員長・副委員長の選出について

5. 審議

(1) 草津川廃川敷地の概要説明について(資料4)

(2) 草津川廃川敷地の土地活用に関する市民アンケート調査について(資料5)

6. その他

7. 閉会

【資料】

資料1: 草津市草津川廃川敷地土地活用検討委員会の委員名簿

資料2: 草津市草津川廃川敷地土地活用検討委員会の設置要綱

資料3: 草津市草津川廃川敷地土地活用検討委員会公開要領

資料4: 草津川廃川敷地について

資料5: 草津川廃川敷地の土地活用に関する市民アンケート調査について

参考資料: 草津川廃川敷地整備基本計画(平成14年5月策定)

草津川の概要、草津川放水路計画、第5次総合計画、都市計画マスタープラン
都市計画図、くらしのガイドマップ

草津市草津川廃川敷地土地活用検討委員会委員名簿

資料1

氏名	所属等
浅井 雄司	公募委員
伊勢村恭司	草津まちづくりNPO 理事長
大宮 正義	大阪ガス(株)滋賀地区 支配人
奥村 金二	志津地区自治連合会 会長
勝部 増夫	J A草津市 代表理事理事長
加藤 拓	公募委員
北村 良藏	草津商工会議所 会頭
久保田久美	公募委員
小林 達男	大路区町内会連合会 会長
駒井 喜行	草津市商店街連盟 会長
竹中 喜彦	滋賀県土木交通部長
田中 千秋	草津学区自治連合会 会長
塚口 博司	立命館大学教授
深川 良一	立命館大学教授
深町 加津枝	京都大学大学院准教授
藤池 乗雄	山田学区自治連合会 会長
末下 信哉	草津市社会福祉協議会 会長
松村 幸子	笠縫学区自治連合会 会長
山形 清	公募委員
調整中	草津・栗東地区労働者福祉協議会
加藤 一男	草津市総合政策部長
浅見 善廣	草津市都市建設部長

※敬称略、50音順（市職員以外）

草津市草津川廃川敷地土地活用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 草津川廃川敷地土地活用の基本構想(以下「構想」という。)の策定にあたり、幅広い観点から検討および協議を行うことを目的として、草津市草津川廃川敷地土地活用検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 構想案における方針、土地活用等に対する検討および協議に関すること。
- (2) 構想案の作成および資料整理に対する助言に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、22人以内とする。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、構想策定の審議に関する事務が終了する日までとする。

(役員)

第5条 委員会に委員長および副委員長1人を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見等を聞くことができる。
- 5 会議は、原則として公開することとし、公開に関して必要な事項は別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年4月16日から施行する。
- 2 この要綱は、第4条に規定する任期満了日限り、その効力を失う。

草津市草津川廃川敷地土地活用検討委員会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、草津市草津川廃川敷地土地活用検討委員会設置要綱（平成22年草津市告示第101号）第6条第5項に定める草津市草津川廃川敷地土地活用検討委員会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開の定義)

第2条 この要領にいう公開とは、委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴および議事概要の公表をいう。

(公開方法)

第3条 会議は、広く市民等が参加できるよう配慮し、原則として傍聴を認めることとする。また、議事概要は、市民等に公表する。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、特に定めない。ただし、委員会が議事の進行に支障があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、会議の当日、入場の際、所定の場所で備え付けの傍聴人受付簿に住所および氏名を記載しなければならない。

(傍聴人が遵守すべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛にし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 議事に関して発言し、また、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) みだりに席を離れ、または議事の妨げまたは他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 会議室内で飲食、喫煙をしないこと。
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (5) 会議中は、写真撮影、録画、録音等は行わないこと。（ただし、委員長の許可を得た場合を除く。）
- (6) その他議場の秩序を乱し、または議事の妨害となるようなことをしないこと。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、あるいは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

(傍聴することができない者)

第9条 次に該当する者は、議事の進行に支障があると認め、傍聴することができない。

- (1) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (2) その他円滑な議事の運営を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(定めのない事項)

第10条 この要領に定めのない事項が生じたときは、そのつど、委員長が委員会に諮り定めるものとする。

付 則

- 1 この要領は、平成22年4月16日から施行する。
- 2 この要領は、草津市草津川廃川敷地土地活用検討委員会設置要綱が効力を失う日限り、その効力を失う。

草津川廃川敷地について

総合政策部 企画調整課

旧草津川の歴史および経過

- ①「天井川」である草津川

市街地で平地より5～6m、堤防までで9～11mの高低差

- ②新草津川放水路事業（S48年～）

平成14年7月に、新草津川に放水開始

- ③草津川廃川敷地の跡地利用計画

平成14年5月に「草津川廃川敷地整備基本計画」策定

旧草津川と新草津川



天井川としての草津川

草津川の平地河川化
〔1973年～2002年〕
国の直轄事業化
〔1992年～〕

国土交通省琵琶湖河川事務所HPより

旧草津川の跡地利用



国土交通省琵琶湖河川事務所HPより



2002年7月 通水開始

旧草津川の跡地利用〔滋賀県の所有地〕

延長 7.4 km (面積322,825m²)

これまでの取組み（１）

◎「草津川廃川敷地管理活用にかかる運営委員会」

県が住民等と草津川廃川敷地の管理と活用を検討する委員会

- ・「草津川廃川敷地管理協定」により、地元自治会・NPO等が地区住民の交流促進・健康増進のため、スポーツ広場・子供の遊び場などに活用
- ・市が県と「草津川廃川敷地の管理および暫定利用に関する協定書」を締結

◎都市計画道路の整備

- ・大江霊仙寺線の整備工事による堤防の切り下げ
(H20.4供用開始)
- ・大津湖南幹線（砂川大橋撤去、4車線化） → 現在整備中

これまでの取組み（２）

◎「草津川廃川敷地に関する調整会議」

滋賀県、草津市、栗東市で旧草津川の恒久的跡地利用計画を策定するために行う協議・調整のための会議

- ・平成２０年８月６日に第１回開催

調整会議の目的、今後のスケジュール

- ・平成２０年１０月２０日に第２回開催

廃川敷地の処理方針

- ・平成２１年１２月２２日に第３回開催

調整会議のあり方、跡地利用計画策定に係る検討状況

◎「旧草津川跡地対策特別委員会」

草津市議会議員１２名により構成され、旧草津川跡地の有効な利活用を図るための調査研究を行うための委員会。

- ・平成２１年１２月 １日に第１回開催

- ・平成２２年 ２月２６日に第２回開催

基本的な考え方

県の基本方針

- ①草津市、栗東市、両市の意向を尊重する。
- ②廃川敷地全域の利用方針を一括して定める。
- ③公共利用を第一義として、公共利用しないエリアについては、民間への売却も検討する。
- ④民間への売却にあたっては、県と市が連携して取り組む。
- ⑤土地の譲渡は原則として有償とする。

市の基本方針

- ①土地利用計画については、県と協議しながら市が実施主体となって、全体土地利用構想を定める。
- ②市が事業主体となることにより、市民の望むまちづくりを進める。
- ③事業整備にかかる財政および体制については、支援を求める。

今後のスケジュール

- **平成22年度**
全体の基本構想策定
優先整備地区の選定
- **平成23年度**
基本設計、実施設計（優先整備地区）
用地買収（一部）
- **平成24年度～**
整備工事

今年度のスケジュール

平成22年度 スケジュール

年 度	平成22年度													
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
事務事業名	草津川鹿川敷地土地活用基本構想策定													
市民アンケート ・アンケート実施 ・アンケート結果集計	●——●		●——●											
基本構想案の作成			●—————●											
優先整備地区の検討				●—————●										
地元説明会の開催					●——●									
パブリックコメントの実施									●—————●					
検討委員会の開催	①	②		③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨			
特別委員会の開催	③	④		⑤		⑥	⑦		⑧		⑨			
[検討委員会の内容]						[特別委員会の内容]								
① 概要説明、市民アンケート内容の説明						③ 検討委員会のメンバー紹介、市民アンケート内容の説明								
② 市民アンケート結果の報告、草津川鹿川敷地の整備イメージ						④ 市民アンケート結果の報告								
③ 基本構想案の説明・協議						⑤ 基本構想案の説明・協議								
④ 基本構想案の協議						⑥ 地元説明会の意見集約								
⑤ 地元説明会の意見集約						⑦ 優先整備地区の設定・協議								
⑥ 優先整備地区の設定・協議						⑧ パブリックコメント案の説明								
⑦ 基本構想・優先整備地区の決定						⑨ パブリックコメント結果								
⑧ パブリックコメント案の説明														
⑨ パブリックコメントの結果														

「草津川廃川敷地整備基本計画（平成14年5月策定）」とは

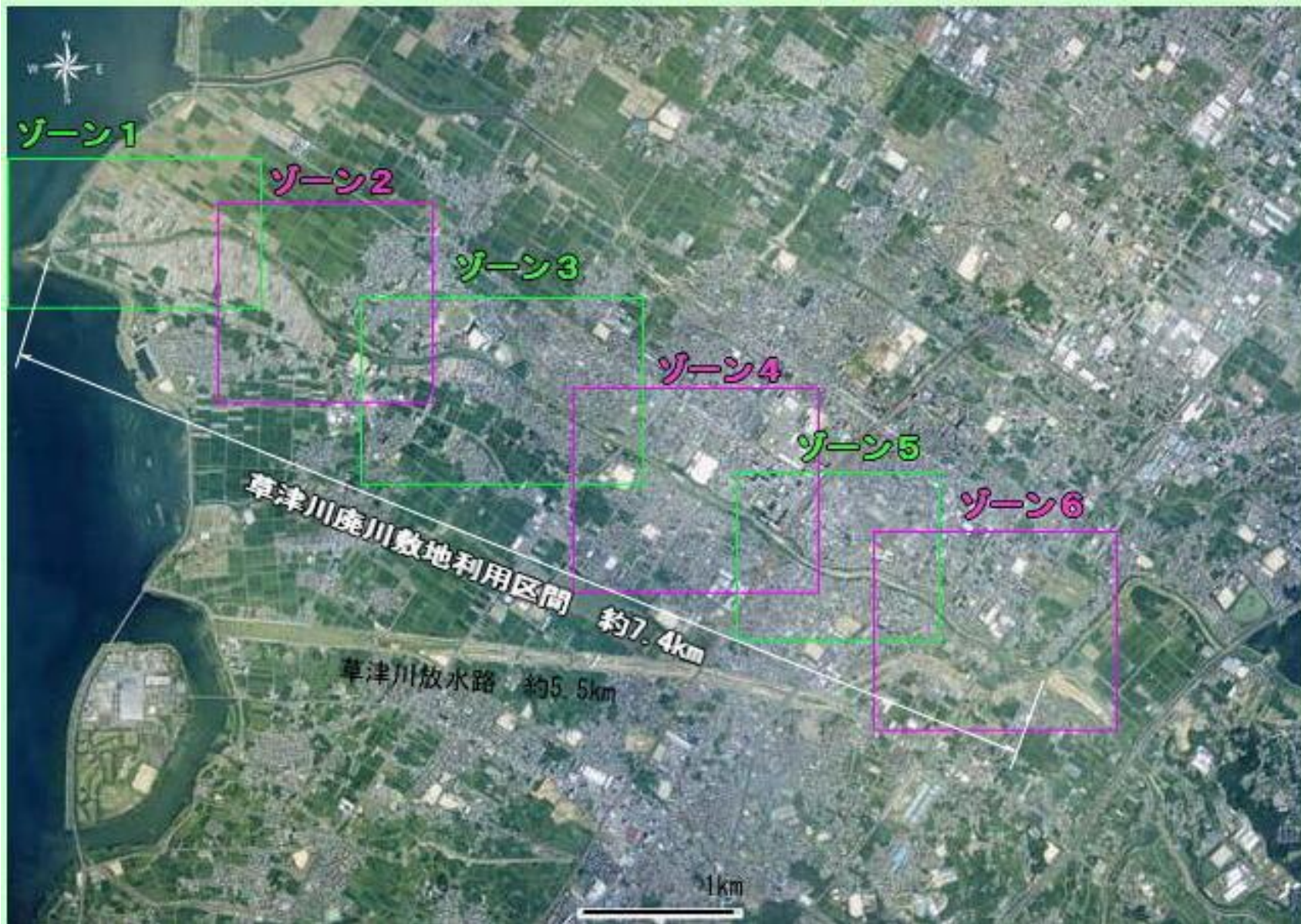
◎利活用コンセプト

将来の豊かな空間整備（ゆとり、うるおい、活力、安心）

- ① 「歴史的空間」の保全
- ② 「緑」の機能
- ③ 「交通」の機能
- ④ 「防災」の機能

上記の4つを導入機能として、全体を6つにゾーン分け。

ゾーン分け



草津川廃川敷地の土地活用に関する市民アンケート調査について

1. アンケートの目的

当該アンケート調査は、廃川となった旧草津川（草津川廃川敷地（JR東海道新幹線～メロン街道）約5.7km、河川区域（メロン街道～琵琶湖岸）約1.3km）を対象に、その土地活用の方向性を定める「草津川廃川敷地利活用基本構想」の策定に向けて、草津川廃川敷地の役割・機能に関する方向性やアイデア等のご意見を市民に伺い、基本構想の中に反映することを目的とする。

2. 調査時期

発送時期 平成22年5月下旬

回収締切 平成22年6月上旬

3. 調査対象および件数

20歳以上の市民3,000人

4. 調査対象の抽出方法

住民基本台帳を基に、年齢別男女別地区別の層化無作為抽出を行う

5. 配布回収方法

郵送配布回収方式

6. 目標回収率（有効回答人数）

40%（1,200人）

8. 市民アンケートの設問項目（案）

設問番号	分類	設問案
問1	回答者属性	性別
問2		年代
問3		居住年数
問4		居住地区
問5	回答者と草津川廃川敷地の関わり	旧草津川が天井川であったことの認知度
問6		廃川前の利用頻度
問7		廃川前の利用方法
問8		現在の利用頻度
問9		現在の利用方法
問10	現在の草津川廃川敷地のあり方	旧草津川により分断されていることについての意識
問11		問11の回答に対する具体的理由
問12	今後の草津川廃川敷地のあり方	草津川廃川敷地を整備する必要性の有無
問13		草津川廃川敷地の具体的な方針
問14		問13で選択した中で優先すべきものを3つ挙げて下さい。 また、選ばれたものは特にどのような場所に必要であるか。
問15		堤防撤去の是非について
問16	草津川廃川敷地	自由記述

草津川廃川敷地の土地活用に関する市民アンケート調査 ご協力をお願い

日ごろから市政に対しまして、ご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて草津市では、平成14年に新草津川が通水開始されたことにより、廃川となった旧草津川（草津川廃川敷地（JR東海道新幹線～メロン街道）約5.7km、河川区域（メロン街道～琵琶湖岸）約1.3km）において、その土地活用の方向性を定めるべく、「草津川廃川敷地利活用基本構想」の策定作業の準備を進めているところです。

そこで、本市の大規模公共空間である草津川廃川敷地の役割・機能について、市民の皆さまから整備の方向性やアイデア等のご意見をお伺いし、基本構想の中に反映したいと考えています。

何かとお手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成22年 月
草津市長 橋川 渉

《調査票へのご記入にあたって》

- この調査には、平成22年 月 日現在で本市にお住まいの20歳以上の皆さまの中から3,000人を無作為に選んでご協力をお願いしています。
- ご回答は、**封筒のあて名の方、ご本人が記入してください。**
※何らかの理由でご本人による回答が難しい場合は、ご本人のお考えを尊重し代理の方がご記入頂きますようお願い致します。
- 調査結果は、所定の目的にのみ使用し、すべての回答内容は統計的に処理して、プライバシーの保護に十分留意いたします。
- 本アンケート調査票には、該当する番号に○印をつけていただく設問と、具体的にご意見を記述していただく設問とがあります。
- 設問に従って、鉛筆か黒または青のボールペンではっきりと記入してください。なお、設問上での「草津川廃川敷地」とは、草津川廃川敷地（JR東海道新幹線～メロン街道）約5.7kmと河川区域（メロン街道～琵琶湖岸）約1.3kmを合わせた約7.0kmを指します。
- ご回答いただいた調査票は、この調査票を同封の返信用封筒に入れて封をし、**平成22年6月10日(木)まで**に投函してください。（切手、差出人の記名は不要です。）

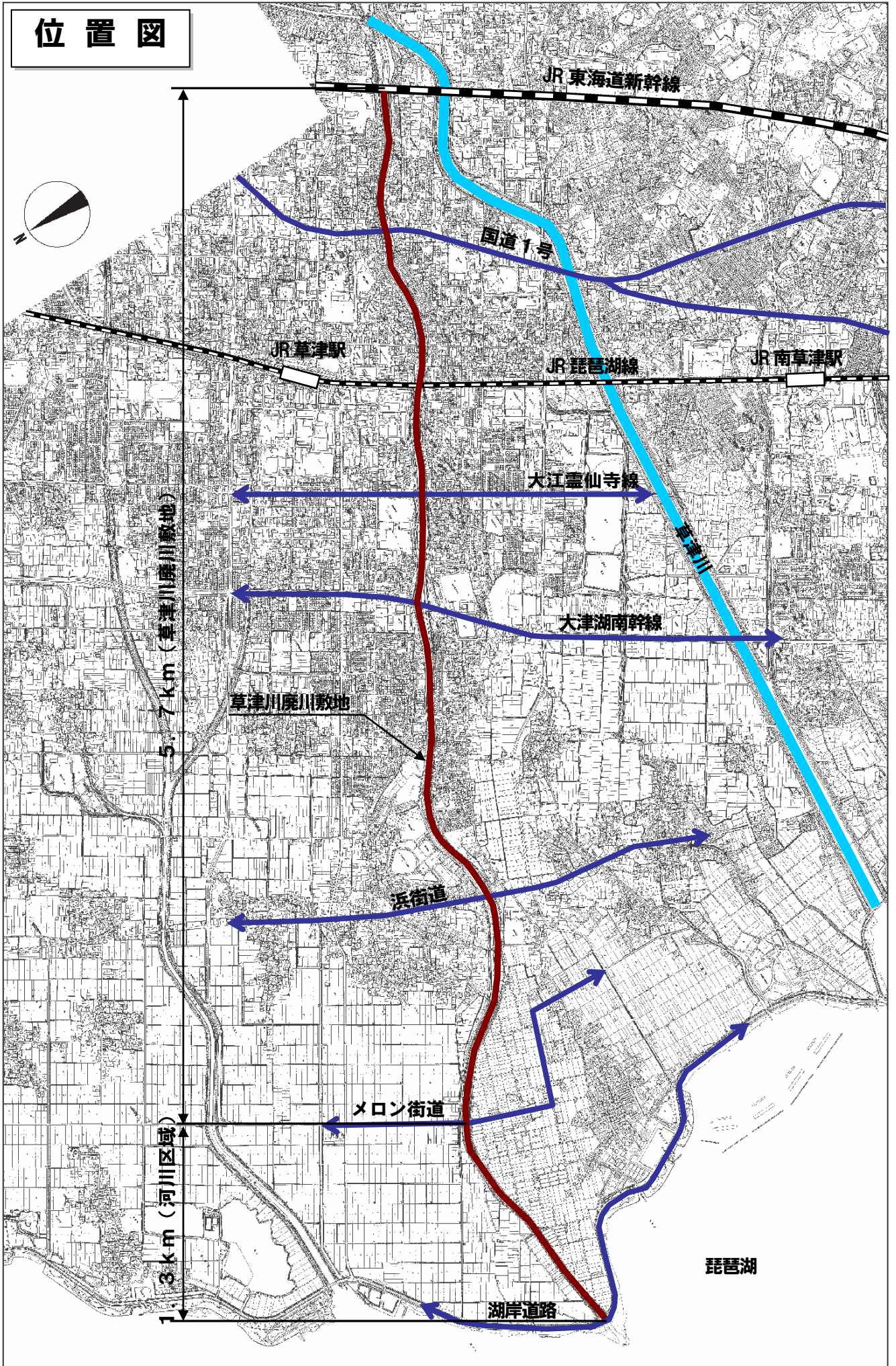
（調査に関する問い合わせ先）

草津市役所 総合政策部 企画調整課
〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号 電話077-561-6029

- ・この調査についてのお問い合わせなどございましたら、下記へご連絡ください。
- ・ Please call this number as follows, if you have any questions about this research.
- ・ 본 조사에 관한 문의 사항은 다음으로 연락해 주십시오.
- ・ 关于这次调查如果有什么联络的事情的话，请与下面的地址联络。
- ・ Para maiores informações sobre este questionário, procure a direção abaixo.
- ・ Si hay preguntas sobre esta encuesta consulte llamando a los números siguientes:

☎ 561-6029

位置図



JR 東海道新幹線

国道1号

JR 草津駅

JR 琵琶湖線

JR 南草津駅

大江霊仙寺線

大津湖南幹線

草津川麩川敷地

浜街道

メロン街道

湖岸道路

琵琶湖

5.7 km (草津川・麩川敷地)

3 km (河川区域)

あなた(あて名の方)ご自身のことについておたずねします。

【問1】 あなたの性別はどちらですか。

- ① 男性 ② 女性

【問2】 あなたの年齢(年代)をお答えください。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- ① 20代 ② 30代 ③ 40代 ④ 50代 ⑤ 60代
⑥ 70代以上

【問3】 あなたは草津市にどれくらいお住まいですか。およその居住年数を数字でご記入ください。また、転入・転出について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 草津市に およそ_____年 居住している (数字を記入)
- ① 生まれてからずっと住んでいる ② 転入してきた
③ 草津市に生まれて、一度草津市を離れたが、現在は草津市に住んでいる (いずれかに○を)

【問4】 あなたのお住まいはどちらですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- ① 志津地区 ② 志津南地区 ③ 矢倉学区
④ 草津学区 ⑤ 大路地区 ⑥ 渋川学区
⑦ 老上学区 ⑧ 玉川学区 ⑨ 南笠東学区
⑩ 山田学区 ⑪ 笠縫学区 ⑫ 笠縫東学区
⑬ 常盤学区
⑭ わからない(町名または自治会名または小学校区名_____)

“あなたと草津川・廃川敷地の関わり”についておたずねします。

【問5】 旧草津川が江戸時代から浮世絵に描かれるなど、昔から全国的に有名な「天井川」であることをあなたは知っていましたか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- ① よく知っていた ② 知っていた ③ ほとんど知らなかった ④ 全く知らなかった

【問6】 旧草津川が廃川になる前に、あなたは川や川辺で遊んだり、散歩したり、くつろいだりするために利用されたことがありましたか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- ① よく利用した ② 時々利用した ③ あまり利用しなかった ④ 全く利用しなかった

【問7】 問6で、「①よく利用した」、「②時々利用した」を選ばれた方におたずねします。

旧草津川をどのような目的で利用されておりましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 散歩 ② ジョギング ③ サイクリング ④ スポーツ
⑤ 花見 ⑥ 植物・昆虫採集 ⑦ 自然観察 ⑧ 写真撮影
⑨ 水遊び ⑩ 魚釣り
⑪ その他の利用 (_____)

【問8】 現在、あなたは草津川廃川敷地を利用されることはありますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ① ほぼ毎日利用している。 | ③ 1週間に1回程度利用している。 |
| ② 1週間に2～3回程度利用している。 | ⑤ 1ヶ月に1回程度利用している。 |
| ④ 1ヶ月に2～3回利用している。 | ⑦ 1年に1回程度利用している。 |
| ⑥ 半年に1～2回利用している。 | ⑧ 全く利用していない。 |

【問9】 問8で、「⑧全く利用していない」以外を選ばれた方におたずねします。

草津川廃川敷地をどのような目的で利用されますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | | |
|----------|-----------|----------|--------|
| ① 散歩 | ② ジョギング | ③ サイクリング | ④ スポーツ |
| ⑤ 花見 | ⑥ 植物・昆虫採集 | ⑦ 自然観察 | ⑧ 写真撮影 |
| ⑨ 水遊び | ⑩ 魚釣り | | |
| ⑪ その他の利用 | (| |) |

“現在の草津川廃川敷地のあり方”についておたずねします。

【問10】 あなたは、旧草津川により草津市が南北に分けられていることについて、どう感じますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|----------|------------|-----------|
| ① 良いと感じる | ② 良くないと感じる | ③ どちらでもない |
|----------|------------|-----------|

【問11】 問10で、なぜ、そのように感じたのか、具体的に理由を記述してください。

(具体的な理由)

“今後の草津川廃川敷地整備のあり方”についておたずねします。

【問12】 旧草津川は、平成14年に廃川となりましたが、抜本的な整備が行われずに現在に至っています。あなたは、廃川敷地を整備する必要があると思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | | | |
|--------|----------|-------------|----------|
| ① そう思う | ② ややそう思う | ③ あまりそう思わない | ④ そう思わない |
|--------|----------|-------------|----------|

【問15】 天井川であった旧草津川は高い堤防が特徴となっていますが、整備する場合、川沿いの堤防を残すべきだと考えますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- ① 旧草津川の全域で堤防は残した方がよい ② 堤防は部分的に残せばよい
③ 堤防はすべて撤去した方がよい ④ わからない

【問16】 草津川廃川敷地整備に関して、あなたの意見をご自由にお書きください。
(例えば、整備の必要な箇所、どのような機能が必要か など)

(これでアンケートは終わりです。ご協力、ありがとうございました。)